平成２８年（フ）第１９８号
東京都葛飾区東立石１－８－14　アヴァンセ立石Ⅱ203、住民票上の住所東京都墨田区立花５丁目38－４－201
債務者　荘司未友希
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０１号
東京都新宿区北新宿１丁目30－４－102
債務者　佐々木　好
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０２号
東京都墨田区堤通２丁目６－９－906
債務者　呉　　君
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４１３号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目２番26号　ロアジ花園601号
債務者　本田　美和
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７１号
沖縄県沖縄市美原２丁目23番25号　ハイツ翔３－Ｃ号
債務者　喜納　兼定
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第２９２号
北海道旭川市大雪通８丁目502番地の19　スマイル大雪206号室
債務者　高橋　昌子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９０号
東京都練馬区南大泉３丁目26―29―301
債務者　山田　祐子（旧姓飯泉）
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０４号
東京都東久留米市上の原１丁目３－７－108
債務者　飯塚　　淳
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０６１号
横浜市都筑区荏田南５丁目９番23―Ｂ104号、住民票上の住所横浜市都筑区荏田南５丁目９番23―104号
債務者　渡部　　繁
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２１７号
横浜市磯子区久木町20番12号　サンリバーハイツ201号
債務者　室　みどり
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３４３号
横浜市鶴見区馬場２丁目10番31―201号
債務者　片山　晴美
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４号
横浜市戸塚区汲沢町1075番地　ビューハイネ戸塚103号
債務者　戸嶋　　久
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０５５号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西20―601
債務者　森田磨佐子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１号
東京都府中市押立町３丁目30番地の３グランウインド府中武蔵野台601
債務者　松山　光成
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部